

平成 23 年 7 月 20 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

1. 制度要綱第 3 条に第 5 項を追加する。(別紙)
2. 施行日は、7 月 1 9 日とする。

(改定内容の説明)

S T基準に適合しているものの、その玩具固有のリスク (S T基準では防止できないリスク) があり、S Tマークの使用許諾を与えるのは適当ではないというケースがあり、こうした案件については、これまで申請のあった検査機関を通じて個別に処理してきました。

なお、対応にあたる検査機関等から、「制度要綱」にその旨の根拠条項を設けることが望ましい旨の要請がありましたので、今般、改定を行うものです。

(平成 23 年 7 月 19 日 理事会決定)

【別紙】

玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱の改定（下線部を追加）

【玩具安全マーク制度】

第3条 協会は、ST基準に適合した玩具の普及を促進し、また、消費者の安全・事故の補償を確保するために、次項の玩具安全マーク制度を実施する。

2. STマーク制度は、協会が玩具を製造、輸入又は販売する事業者とSTマーク使用許諾契約を締結し、当該事業者が製造・販売する玩具について、ST基準適合検査を受け、これに適合していると認定される場合に、第4条に定める玩具安全マーク（以下「STマーク」という。）を当該ST基準適合検査に合格した玩具又はその包装に付して販売することを認め、かつ、当該STマークを付した玩具の欠陥に起因して事故が発生したときは、第13条に定めるところにより、STマーク使用許諾契約者に対し、その支払った賠償の補償を行う制度とする。

3. 前項のST基準適合検査は、協会が指定する検査機関（以下「指定検査機関」という。）が行う。

4. 指定検査機関が行ったST基準適合検査結果は、前項の検査合格の日から起算して2年間有効とする。

5. STマークの使用許諾に関する第2項の定めを基本としつつも、次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、当該玩具へのSTマークの使用を認めないことができる。

(1) その玩具が、その固有の特性により、ST基準に適合しているだけでは防止することができない潜在的な危険を呈していると協会が判断したとき。

なお、当該危険が専ら当該玩具を製造、輸入又は販売する事業者において措置すべきものであると考えられる場合には、協会は、当該事業者に当該危険を伝え対応を促すものとする。

(2) 青少年の健全な育成の観点から、当該玩具にSTマークの使用を認めることが適当でないと協会が判断したとき。

(付則 平成23年7月19日施行)

この改定（制度要綱第3条の追加修正）は、平成23年7月19日から施行する。